

山形県都市計画広域調整要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、一の市町村の行政区域を越えて広域的な影響を与える可能性のある大規模な集客施設（以下、「大規模集客施設」という。）の立地を可能とする調整対象都市計画を決定又は変更しようとする場合に、県が広域調整を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。
- 2 市町が決定又は変更する都市計画における、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第19条第3項の協議を行うに当たり、県が広域の見地からの調整を図る場合において適用する。
- 3 地区計画や特別用途地区などにより大規模集客施設の立地を制限する場合、地形その他の地理的条件などにより大規模集客施設が立地できない場合は、この要綱で定める広域調整の対象には含まないものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「調整対象都市計画」とは、大規模集客施設の立地を可能とする次の各号の決定又は変更に係るものとする。
- (1) 近隣商業地域、商業地域、準工業地域の用途地域
- (2) 地区計画
- (3) その他の都市計画
- 2 この要綱において、「大規模集客施設」とは、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるものをいう。
- 3 この要綱において、「協議市町」とは、調整対象都市計画を決定又は変更しようとする市町をいう。
- 4 この要綱において、「周辺市町村」とは、協議市町に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から協議市町と一体的に広域的な生活圏を構成している市町村及び調整対象都市計画の影響を受けると認められる県内の市町村で、知事が定めるものをいう。
- 5 この要綱において、「申出市町村」とは、広域調整会議の開催を申し出た市町村をいう。

(調整の基本的な考え方)

- 第3条 広域的な調整の基本的な考え方は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 一の市町の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点、県が定め、又は定めようとする都市計画との適合を図る観点及び周辺市町村と調和のとれたまちづくりの推進を図る観点から行い、都市計画区域マスタープランの内容との適合、都市圏における都市構造や社会資本に与える広域的な影響等を勘案する。
- (2) 「都市計画運用指針」（平成12年12月28日付け建設省都計発第92号建設省都市局長通知）及び「競争抑制的な土地利用制限の排除について」（平成19年6月1日付け国都計第27号国土交通省都市・地域整備局都市計画課長通知）を踏まえる。

(素案の届出)

第4条 協議市町は、調整対象都市計画の決定又は変更を行うときは、その都市計画の内容について、県に対して事前打ち合わせを行うものとする。前項の打ち合わせの結果、広域調整を行おうとするときは、県に対してその都市計画の素案を届け出るものとする。

2 県は、前項の素案の届出があったときは、周辺市町村に通知を行うものとする。

(素案の説明)

第5条 協議市町は、周辺市町村に当該素案について説明を行うものとする。

(広域調整会議)

第6条 第4条第2項の規定による通知を受けた周辺市町村は、第5条の規定による事前説明を受けた日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、県に当該素案に関する広域調整会議の開催を申し出ることができる。

2 県は、前項の申出があったときは、周辺市町村を対象に広域調整会議を開催するものとする。

3 申出市町村は、広域調整会議において第3条に規定に基づき、当該都市計画が自市町村に与える影響について意見を述べるものとする。

4 協議市町は、広域調整会議において計画の内容及び周辺に与える影響等を報告し、周辺市町村と調整を図るものとする。

(調整結果の通知)

第7条 県は、周辺市町村に対し、調整結果の通知を行うものとする。

2 協議市町は、当該市町が設置する都市計画審議会において、協議結果について報告するよう努めるものとする。

3 県は、当該調整対象都市計画について、法第19条第3項による協議を行う際には、調整結果を踏まえるものとする。

(補則)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。